

# 市の玄関口として魅力ある広場整備を 備中高梁駅西交通広場 基本設計 (案)

市は、備中高梁駅バリアフリー化にあわせて駅の西側広場の整備事業を平成27年3月の完成を目指し進めています。このたび、基本設計(案)がまとまりましたので、概要をお知らせします。

■問い合わせ 都市整備課都市計画係 ☎(21)0238



現在の駅西側

基本設計 (案)



**ロータリー機能で  
利用がよリスムーズに**

駅前にはロータリーとなり、車は時計回りに走行します。自動車は県道からロータリーに入る車が優先されます。駅を利用する場合は、自動車乗降スペースで乗降できますが、混雑時は、自家用車駐車場に駐車するようになります。タクシーは、タクシー乗り場から

**歩行者と障害者の安全性と  
利便性を最優先に**

基本設計(案)の基本的な考え方  
①歩行者と障害者の安全性と利便性を優先事項として駅前広場の形や施設の配置を行います。  
②自家用車乗降スペースおよびタクシー乗降場について、利便性の観点から駅舎近くとし、車いすに対応したスペースを駅舎近くに配置します。  
③道路の線形、幅員等は道路構造令や県警察本部の指導に基づき決定していきます。

**整備方針は、  
「安全・安心な空間の創出」、  
そして「魅力ある空間の創出」**

駅前には、高齢者や障害者など交通弱者の移動拠点であり、市の玄関口でもあることから、「安全・安心な空間の創出」と「魅力ある空間の創出」の2点を整備方針としています。

## 駅バリアフリー化整備事業の進捗状況

備中高梁駅の橋上改札およびバリアフリー化については、現在設計作業が行われています。今後、今年7月頃から駅舎建設に支障となる東西連絡道の西側階段の付け替え工事が行われ、駅舎および駅バリアフリー化は、平成26年12月頃に完成する予定です。

**より良い駅前広場にするために**

この基本設計(案)を基に、皆さんの意見をお聞きし、より良い実施設計を行っていきたくと考えています。ご理解とご協力をよろしくお願います。

**利用できます。**

自家用車の駐車・降車スペースは、調査により最大20台が必要と考えています。このため、西交通広場と同時に整備を予定している、駅の東側広場と機能を分担し、自家用車のスペースを整備します。西交通広場には、自家用車乗降スペースを4台分、送迎用の一時利用駐車場を8台分整備します。東側広場には、乗降スペースを1台、送迎用の駐車場を7台分整備します。また、車いす駐車場として各々1台分を整備する事としています。



# 栽培の基本技術が習得できます トマト・ニューピオーネ・ピーチスクール

市は、地域の奨励品目の栽培振興と定住促進対策の一つとして、トマト、ニューピオーネ、桃の栽培技術講習会を実施します。

■問い合わせ 農林課農業振興係 ☎(21)0223

「定年後は本格的に農業をやってみたい」「トマト栽培を始めにあたり、技術を身に付けておきたい」など、これから農業を始めたい人、農業を始めて間もない人を対象に、実際のほ場で作物の生育状況に合わせた栽培管理方法・収穫・出荷など、必要な技術が習得できる技術講習会を開催します。

- ▶対象者 市内に在住、または市内で就農を希望する人で、次のいずれかに該当する人。
- ①出荷を目標として意欲を持って農業経営に取り組む人
    - ・新たにトマト、ニューピオーネ、桃の栽培を始めようとする人
    - ・栽培を始めておおむね3年目(桃は5年目)までの人で、栽培の基本技術を習得したい人
  - ②市内農家への作業支援を希望する人で、栽培の基本技術を習得したい人  
(注) 家庭菜園・家庭果樹園については対象外です。
- ▶申込期間 4月1日(月)～4月15日(月)  
※定員になり次第締め切ります。なお、申込期間を過ぎても定員に満たない場合は引き続き受け付けを行う場合があります。
- ▶申込方法 農林課まで電話で申し込んでください。
- ▶受講料 無料
- ▶内容

スクール名	トマトスクール	ニューピオーネスクール	ピーチスクール
定員	15人	30人	10人
講習場所	市内ほ場	市内ほ場	市内ほ場
講習期間	4月下旬～10月(全5回程度)	5月上旬～2月(全9回程度)	5月中旬～2月(全7回程度)
講習内容	育苗、定植、摘果、誘引、収穫、土づくり他	枝管理、房づくり、ジベレリン処理、収穫、出荷他	枝管理、摘果、袋かけ、収穫、せん定他



# 山の火事 もとは小さな火種から 火災が多く発生しています

今の時期は、空気が乾燥し季節風が吹くなど山火事が発生しやすい気象状態が続きます。火災を起こさないために、次のことに注意しましょう。

- 枯れ草などがあり、火災が起こりやすい場所では、たき火をしない。
- たき火など火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火する。
- 強風時や乾燥時には、たき火、火入れをしない。
- 火入れを行うときは、消防署に届け出をする。
- たばこの吸い殻は必ず消すと同時に、投げ捨てはしない。
- 火遊びはしない。



■問い合わせ 警防課予防係 ☎(21)0124